

# 地域活性化総合特別区域計画

作成主体の名称：広島県

## 1 地域活性化総合特別区域の名称

尾道地域医療連携推進特区

## 2 地域活性化総合特別区域計画の実施が地域活性化総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### ① 総合特区の目指す目標

I C Tを活用した発展的な地域医療・介護連携による在宅医療等の充実・強化を目指す。

解説： I C T基盤を整備し、ネットワークを拡大することにより、急性期から回復期への移行、また、回復期から生活期への移行の過程で、患者の医療・介護情報が迅速かつタイムリーに共有化され、多職種間でのケアカンファレンスの充実を図り、患者がスムーズに在宅復帰できるよう、地域医療・連携ネットワークを構築する。

また、離島や中山間地域など条件不利地域でも、患者ができる限り住み慣れた自宅で生涯にわたって安心して暮らし続けることができるよう、継続的な医療・介護サービスが提供できる体制整備を目指すものである。

こうした目標に対する評価手法としては、以下の評価指標（数値目標）を掲げているが、現時点では数値化が困難な指標についても、I C Tの利活用の状況を踏まえながら、検証を行う必要があると考えている。

具体的な検証例として、急性期から回復期、回復期から生活期、でそれぞれ行われるケアカンファレンスにおいて、どのような医療・介護情報が活用されたのか、また、どのような情報が有用なのかなどを検証するとともに、ケアカンファレンスの取組により急性期から在宅療養までの時間的な短縮効果がどの程度見られたかを検証する予定である。

また、離島、中山間地域の在宅患者の医療の充実を図る観点から、情報通信技術を活用した遠隔診療及び服薬指導等を行うモデル事業を実施し、その効果として、①在宅主治医、薬剤師が診療、服薬指導に要した時間、②患者やその家族に対する安心感などの心理的効果などについて、アンケート調査等により評価する予定である。

### ② 評価指標及び数値目標

評価指標(1)：当該地域における急性期病院、一般病院、診療所、薬局及び介護事業施設等の

I C T基盤整備率

数値目標(1)：17%（H23年9月現在）→50%（H27年度末）

<※455施設中77施設> <※455施設中250施設を目標>

評価指標(2)：急性期病院の退院患者平均在院日数の縮減及び患者紹介率・逆紹介率の向上

<尾道市域の2つの急性期病院を対象>

数値目標(2)：(平均在院日数の縮減)

J A尾道総合病院 12.3日 (H22年) →12日以下 (H27年)

尾道市立市民病院 15.7日 (H22年) →15日以下 (H27年)

(患者紹介率の向上)

J A尾道総合病院 64.8% (H21年度) →現状値以上 (H27年度)

尾道市立市民病院 67.0% (H21年度) →現状値以上 (H27年度)

(患者逆紹介率の向上)

J A尾道総合病院 80.6% (H21年度) →現状値以上 (H27年度)

尾道市立市民病院 47.3% (H21年度) →現状値以上 (H27年度)

- ※ 急性期病院を退院し、一般病院や老人保健施設において回復リハビリに移行する段階で、急性期病院側と受け入れ機関との間で患者情報等の提供・調整に要する時間短縮にどのように効果が生じたかの評価・検証を行う予定である。
- ※ 紹介率とは、急性期病院の初診患者総数のうち、紹介患者数と救急患者数の割合。逆紹介率とは、初診患者総数のうち、他の病院又は診療所に紹介した患者数の割合を示している。
- ※ 地域医療連携の推進により、急性期病院と他の医療機関との連携が円滑に進められているかについて評価を行う予定である。

### 3 特定地域活性化事業の名称

I C Tを活用した発展的な地域医療・介護連携ネットワークを構築し、できる限り住み慣れた自宅で生涯にわたって安心して暮らし続けることができるよう、在宅医療等の充実・強化を目指すため、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等を活用しながら、円滑な患者の医療・介護・福祉情報の蓄積や共有化、多職種協働のより迅速化などの環境整備に係る取組を行っていく。

- ① <地域医療・介護連携推進事業> (地域活性化総合特区支援利子補給金, 別紙2-4) (健康情報活用基盤構築事業, 別紙2-3)

### 4 その他地域活性化総合特区における地域の活性化のために必要な事項

#### ii) その他必要な事項

ア) 地域において講ずる措置 (別紙2-8)

## 別紙 2-3 <健康情報活用基盤構築事業>

### 1 特定地域活性化事業の名称

<地域医療・介護連携推進事業>（健康情報活用基盤構築事業）

### 2 特定地域活性化事業の内容

#### ① 事業概要

- ・ 患者の状態に合った最適な医療・介護サービスを迅速に提供するために、尾道市、三原市及び福山市の松永・沼隈地区を中心とした地域で取り組んでいる医療・介護連携ネットワーク基盤をより整備・拡大し、地域内において多くの患者の医療・介護情報の蓄積、情報の共有化を更に推進することで、総務省事業のモデル性を一層高め、地域医療・介護サービスにおけるICTの導入効果を検証する。
- ・ 具体的には、主として地域の中核病院（JA尾道総合病院、尾道市立市民病院、三原市医師会病院等）を情報提供機関と位置づけ、これら中核病院と連携する一般病院・診療所（約220機関）の診療情報や、関係する薬局（約185機関）の処方情報、及び介護事業所（約50機関）の介護記録等を閲覧・開示することができるシステム環境を整備することで、各医療機関や薬局、介護事業所に分散されている医療・介護情報を画面上で共有化し、患者の診療履歴はもとより日常生活での気づきなども時系列に把握することを可能とする。
- ・ なお、ICT基盤整備の拡大に伴い、患者の診療情報が関係機関で円滑に利活用できるよう、規制の特例措置（個人情報に関するガイドラインに規定される本人同意を得るべき範囲の明確化）についても、引き続き、国と協議を進める。

#### ② 支援措置の内容

<ICT基盤の整備>

- ・ 平成23年6月からすでに取組を開始している総務省健康情報活用基盤構築事業において、地域の中核病院であるJA尾道総合病院の患者診療情報の一部を開示し、当該地域内でJA尾道総合病院と連携のある一般病院、診療所、薬局及び介護事業所の一部（約70施設）において、その患者の診療情報を閲覧できる情報環境を整備している。今回の特定地域活性化事業（地域医療・介護連携推進事業）においては、これまでのICT基盤整備をより拡大し、更なる広域的な連携ネットワークの構築を目指す。
- ・ 具体的なICT基盤システムの構築に当たっては、病院・診療所などの診療情報を患者別に時系列的に一覧化し閲覧できる基盤を整備する。（ID-Link）

## 【機能概要】

機 能	概 要
情報公開機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公開用サーバーを持つ病院において、閲覧施設の要求により、H I S ・ P A C S から公開用サーバーに自動でデータを抽出し、診療情報を公開する。</li> <li>・公開用サーバーを持たない施設における情報公開は、処方や注射等、レポート、ノートなどの各項目に手動で入力し公開する。</li> </ul>
薬局処方情報アップロード機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処方情報を公開する調剤薬局においては、調剤レセコンの処方情報を公開用サーバーにインターネットを通じてアップロードすることにより、閲覧施設に情報公開する。</li> </ul>
情報閲覧機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報を閲覧する診療所、薬局においては、インターネットを介して情報連携基盤のポータル画面から、閲覧権限のある患者の診療情報を閲覧できる。</li> </ul>
医療介護連携機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護施設及び訪問看護等在宅支援施設については、文書、ファイル及びテキスト情報がサーバーの指定された領域に格納され公開される。</li> <li>・訪問看護等在宅支援施設については、携帯端末上で情報連携基盤のポータル画面から診療情報等を閲覧できるようにする。</li> </ul>

- ・ 更に、I C T基盤の構築にあわせて、当該地域を中心に実践している多職種間での情報連携を強化し、在宅での医療・介護サービスの充実に努めるため、医療機関や薬局側にとっても有用な介護情報を活用できるよう、介護保険事業所からの情報登録・閲覧をより可能とする機能の拡張を行うとともに、多職種間で行うケアカンファレンスの効率化を図るため、関係者間で情報共有をよりスムーズにかつ的確に行うための医療・介護情報の表示・分析・サマリの作成などの機能開発を行う。また、離島や中山間地域での往診・訪問看護時に有効と考えられるモバイル端末利用による医療・介護情報の登録・閲覧などの機能の開発を行う。

### <整備対象施設>

- ・ 広域的な連携ネットワークを構築するため、現在、唯一の開示施設であるJ A尾道総合病院以外の地域中核病院の開示環境を整備することにあわせて、開示施設と連携のある一般病院、診療所、薬局、介護保険事業所の開示・閲覧環境を整備し、現在の70施設に加え、新たに90施設を目標にネットワークの整備を進める。

### <事業効果の検証>

- ・ I C T基盤整備・拡大による効果として、患者の診療・介護情報の蓄積や共有化について、地域医療・介護連携間で有効に活用される事象や在宅患者やその家族において、円滑な医療・介護

サービスの提供が行われたかなどの効果検証・分析を行う。

(主な検証項目)

- ・医療機関，薬局，介護保険施設等において利活用されている情報内容と平均利用状況（利用に係るメリットと課題の分析）
- ・情報内容の利活用による重複検査，重複投薬等の防止効果の検証
- ・地域における多職種間での情報共有化による省力化・効率化の検証
- ・地域における多職種間での情報共有化による退院から在宅移行までの間の時間的効果の検証
- ・在宅患者やその家族の医療・介護サービス満足度の検証 等

③ 事業実施主体

- ・透明性・公平性を担保した方法により選定

④ 事業が行われる区域

- ・三原市及び尾道市の全域並びに福山市の区域の一部（松永沼隈地域）

⑤ 事業の実施期間

- ・平成23年度～

## **別紙 2 - 4 <地域活性化総合特区支援利子補給金>**

### **1 特定地域活性化事業の名称**

地域医療・介護連携推進事業（地域活性化総合特区支援利子補給金）

### **2 当該特別の措置を受けようとする者**

株式会社広島銀行

### **3 特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容**

#### a) 特定地域活性化事業（地域活性化総合特区支援貸付事業）の内容

指定金融機関が、総合特区内において、患者の状態に合った最適な医療・介護サービスを迅速に提供するために、地域で取り組んでいる医療・介護連携ネットワーク基盤をより整備・拡大し、地域内において多くの患者の医療・介護情報の蓄積、情報の共有化をさらに推進する取組に必要な資金を貸し付ける事業を行う。

医療・介護連携ネットワーク基盤を整備・拡大し、地域内の患者の医療・介護情報の蓄積、情報の共有化を推進する取組については、当該総合特区の政策課題である「高齢社会に対応した最適な医療・介護サービスの提供体制の構築」及びその解決策である「情報通信技術の持つ利点を最大限に活用し、医療・介護間でICT基盤の整備等を推進していく。また、円滑な患者の医療・介護・福祉情報の蓄積、共有化や、多職種協働のより迅速化、効率化を進めるための環境整備を図る。」とも整合している。

#### b) 施行規則第6条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第2に掲げる対象事業項目）

第6号 情報通信基盤の整備等に関する事業

## **別紙 2-8 <地域において講ずる措置>**

### **1. 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置**

- ・尾道市では、平成22年度に離島である百島地区の地域医療の確保に取り組むため、診療所開設準備等に係る建物改修、機器整備経費を助成している。

(尾道市 尾道市緊急医療支援補助金 22年度予算額：27,762千円)

(尾道市 離島地域医師定着支援事業 23年度予算額：2,300千円)

- ・広島県では、総合特別区域の指定を踏まえ、今後、特区計画の事業評価・分析及び事業実施に係る経費の一部を支援できるよう、平成24年度予算において要求を行っている。

(広島県 総合特区推進費 24年度予算(要求中)：17,812千円)

### **3. 地方公共団体等における体制の強化**

- ・広島県総務局に総合特区計画プロジェクト・チームを設置(H22年12月設置/人員3名)した。尾道ICT検討委員会での議論の段階から、積極的に参加し、地元の関係団体とのヒアリングや協議を行うなど、指定申請に係る全体調整を行っている。

- ・今回の指定申請を踏まえ、昨年11月から、総合特区計画プロジェクト・チームに1名増員を図るとともに、庁内関係局との連携推進会議を設置し、特区計画事業の円滑な実施及び事業評価・分析など計画の推進に向け積極的に取り組むこととしている。

### **4. その他の地域の責任ある関与として講ずる措置**

- ・地域医療・介護連携を推進するため、地元においては、尾道市医師会役員、JA尾道総合病院長等を理事とする特定非営利活動法人「天かける」を設立(H23年3月県知事認証)した。現在、ICT基盤整備に係る企画・運営母体として、地元医師会等との調整・協議を行っている。

### 別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

#### ② 主体が特定されていない場合

対象事業名	《地域医療・介護連携推進事業》別紙2—3関係
これまでの調整状況	<p>平成23年9月15日 尾道地域医療連携総合特区推進協議会設置</p> <p>平成24年1月18日 第2回尾道地域医療連携総合特区推進協議会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後のICT基盤整備に向けた検討として、対象整備施設の具体化及び検証のあり方について議論</li> </ul> <p>平成24年2月7日 第3回尾道地域医療連携総合特区推進協議会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象整備施設の具体化に向け、意向調査（アンケート・ヒアリング）の実施について決定</li> </ul>
特定する方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、まずは医療機関を対象としたアンケート、ヒアリング調査を実施した上で、基盤整備を希望する施設を取りまとめ、総合特区推進協議会において、整備目標等を検討</li> <li>・その後、整備希望施設を対象とした説明会等を開催し、最終的な対象施設を選定する。</li> </ul>
今後の予定	<p>平成24年2月下旬～3月中旬 アンケート、ヒアリング調査の実施、集計</p> <p>平成24年3月下旬 総合特区推進協議会において整備対象目標等を議論</p> <p>平成24年4月～ 整備対象施設を選定、随時、システム導入を開始</p>

#### 別添4 関係地方公共団体等の意見の概要

関係地方公共団体又は実施主体名	広島県尾道市，三原市及び福山市
当該地方公共団体に関係すると判断する理由	「尾道地域医療連携推進特区」の対象区域であり，事業実施に際し，規制の特例措置の影響や支援措置など，密接な連携が必要と考えられるため。
意見を聴いた日	平成24年2月7日 第3回尾道地域医療連携総合特区推進協議会
意見聴取の方法	当該関係自治体については，「尾道地域医療連携総合特区推進協議会」の構成員及びオブザーバーとして参画しており，本協議会等において，認定申請書の内容を説明の上，意見聴取し，了承を得ている。
意見の概要	—
意見に対する対応	—

## 別添6 地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	尾道地域医療連携総合特区推進協議会
地域協議会の設置日	平成23年9月15日
地域協議会の構成員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社団法人 尾道市医師会</li> <li>・ 社団法人 因島医師会</li> <li>・ 尾道薬剤師会</li> <li>・ 三原薬剤師会</li> <li>・ 尾道市立市民病院</li> <li>・ 因島医師会病院</li> <li>・ 株式会社広島銀行</li> <li>・ メディカルアイ株式会社</li> <li>・ 三原市</li> <li>・ 福山市（オブザーバー）</li> <li>・ 社団法人 三原市医師会</li> <li>・ 社団法人 松永沼隈地区医師会</li> <li>・ 因島薬剤師会</li> <li>・ 広島厚生連 JA尾道総合病院</li> <li>・ 尾道市公立みつぎ総合病院</li> <li>・ 尾道市介護保険施設連絡協議会</li> <li>・ 日本電気株式会社</li> <li>・ 特定非営利活動法人 天かける</li> <li>・ 尾道市</li> <li>・ 広島県</li> </ul> <p>（構成団体：19，オブザーバー：1）</p>
協議を行った日	<p>（第3回）</p> <p>平成24年2月7日 協議会を開催</p>
協議会の意見の概要	<p>（第3回）</p> <p>1 地域活性化総合特別区域計画中の「評価指標（1）」について、急性期病院と診療所とあるが、後方支援病院である一般病院の記述が抜けているので、記載すべきではないか。</p> <p>2 株式会社広島銀行が地域協議会の構成員となってよいか。</p>
意見に対する対応	<p>1 については、意見を踏まえ計画に追加した。</p> <p>2 については、了承された。</p>